

広報ひかわ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、氷川町広告掲載要領（平成31年氷川町告示第29号。以下「掲載要領」という。）に基づき、氷川町が発行する「広報ひかわ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載する広告は、氷川町広告掲載基準（平成31年氷川町告示第30号。以下「掲載基準」という。）に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載順位は、申込順位によるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集は、広報紙への掲載その他の方法で行うものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格、掲載料、掲載場所は、次のとおりとする。

規格	サイズ	掲載料	掲載場所
1	縦60ミリメートル、横85ミリメートル	5,000円	最下段
2	縦60ミリメートル、横180ミリメートル	10,000円	最下段
3	縦120ミリメートル、横180ミリメートル	20,000円	最下段
4	縦260ミリメートル、横180ミリメートル	40,000円	裏表紙

2 掲載は、1事業者当たり1号につきいずれか1つの規格とする。

(掲載の申込み)

第6条 申込者は、広報ひかわ広告掲載申込書（様式第1号）（以下「掲載申込書」という。）に掲載原稿を添えて、広告掲載を希望する号の発行日の40日前（氷川町の休日を定める条例（平成17年氷川町条例第2号）に規定する町の休日を除く。）までに町長に提出しなければならない。ただし、町税等の滞納がある場合は申込者となることはできない。

2 前項ただし書きの状況把握のため、申込者は、主たる事業所が存在する自治体が発行する町税等の未納がない旨を証明する書類を提出しなければならない。

(掲載の決定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、町長は、申込内容の審査をしたうえで広告掲載の可否を決定し、申込者に対し、広報ひかわ広告掲載審査結果通知書（様式第2号）（以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。

2 広告掲載決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載広告の完全な版下又はデジタルデータ（以下「広告版下」という。）を町長に提出するものとし、町は一切、内容の修正等を行わないものとする。なお、広告版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（掲載料の納付）

第8条 広告主は、町長の指定する期日までに、第5条に規定する掲載料金を一括して納付しなければならない。

（掲載内容の変更）

第9条 広告主は、広報紙に掲載する広告の内容、デザイン等を変更する場合は、掲載申込書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みがあったときは、町長は、申込内容の審査をしたうえで広告内容の可否を決定し、申込者に対し、審査結果通知書により通知するものとする。

（掲載の取り消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに掲載料金を納付しないとき。

(2) 広告主が指定する期日までに広告版下を提出しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載にふさわしくないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広報紙への広告掲載を取り消したときは、広報ひかわ広告掲載取消通知書（様式第3号）（以下「掲載取消通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

（掲載の取り下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を取り下げるときは、掲載月の30日前（氷川町の休日を定める条例（平成17年氷川町条例第2号）に規定する町の休日を除く。）までに、掲載申込書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みがあったときは、町長は、申込内容の審査をしたうえで広告内容の取り下げの可否を決定し、申込者に対し、審査結果通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により広報紙への広告掲載を取り下げた場合は、納付済の掲載料金は返還しないものとする。

（掲載料金の返還）

第12条 町長は、広告主の責めに帰さない理由により広報紙への広告掲載を取り消したときは、掲載取消通知書により広告主に通知し、納付済の掲載料金を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料金は、掲載を取り消した日の翌月以降の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により広告主が掲載料金の返還を受けようとする場合は、広報ひかわ広告掲載料金返還請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（広告主の責務）

第13条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切これに関与しない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。